

（仮称）高浜市自治基本条例【素案】
一高浜市の未来を描く市民会議 自治基本条例分科会 編一

※網かけ部分＝修正箇所

前回までのたたき台	今回の素案
<p>【 I . 総則】</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、高浜市における自治（orまちづくり）に関する基本的事項を定め、市民、議会、行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民の意思に基づいた自立と自律のまちづくりを実現することを目的とします。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条</p>	<p>【 I . 総則】</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。</p> <p>（用語）</p> <p>第2条</p> <p>（1）市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます）をいいます。</p> <p>（2）行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会をいいます。</p> <p>（3）自治 自分たちの地域のことは自分たちで責任を持ち自ら治めることをいいます。</p> <p>（4）まちづくり 市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくために、市民、議会及び行政が取り組む公共的な活動をいいます。</p> <p>（5）市政 まちづくりのうち、議会及び行政が担うものをいいます。</p> <p>（6）参画 政策、施策及び事業などの立案から、実施、評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。</p>

前回までのタキ台	今回の素案
<p>(条例の位置づけ)</p> <p>第3条 この条例は、高浜市の<u>自治（orまちづくり）</u>における最高規範であり、市民、議会、行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。</p> <p>2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければなりません。</p> <p>【Ⅱ. まちづくりの基本原則】</p> <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第4条 市は、次に掲げる事項を基本原則として、<u>まちづくりを推進</u>します。</p> <p>(1) 参画の原則</p> <p>議会及び行政は、市民自治の実現のため、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。</p> <p>(2) 協働の原則</p> <p>市民、議会及び行政は、<u>まちづくりの目標の実現に向けて、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら協力して行動</u>します。</p> <p>(3) 情報共有の原則</p> <p>市民、議会及び行政は、それぞれが持っている<u>まちづくりに関する情報をお互いに積極的に提供し、共有しあ</u>います。</p> <p>【Ⅱ. まちづくりの担い手】</p> <p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、<u>まちづくりに参画する権利を持</u>っています。</p> <p>2 市民は、<u>まちづくりに関し、市が持っている</u>情報を知る権利を持っています。</p>	<p>(条例の位置づけ)</p> <p>第3条 この条例は、高浜市の<u>まちづくりに関する基本を定める最高規範</u>であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。</p> <p>2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、<u>この条例との整合を図らなければ</u>なりません。</p> <p>【Ⅱ. まちづくりの基本原則】</p> <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第4条 高浜市の<u>まちづくりは、次の基本原則によるもの</u>とします。</p> <p>(1) 参画の原則</p> <p>議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。</p> <p>(2) 協働の原則</p> <p>市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力して<u>まちづくり</u>を行います。</p> <p>(3) 情報共有の原則</p> <p>市民、議会及び行政は、それぞれが持っている<u>まちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合</u>います。</p> <p>【Ⅲ. まちづくりの担い手】</p> <p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、<u>まちづくりに参画する権利があ</u>ります。</p> <p>2 市民は、<u>まちづくりに関し、議会及び行政が</u>持っている情報を知る権利があります。</p>

前回までのタキ台	今回の素案
<p>3 市民は、<u>まちづくり</u>に<u>参画</u>しないことを理由に不利益を受けません。</p> <p>（子どものまちづくりに参加する権利）</p> <p>第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしい<u>まちづくり</u>に参加する権利があります。</p> <p>（市民の<u>責務</u>）</p> <p>第7条 市民は、<u>まちづくり</u>の主体であることを自覚し、<u>自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参画</u>するよう努めます。</p> <p>2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っている<u>まちづくり</u>の情報を交換し<u>あいながら、連携・協力してまちづくりに取り組</u>みます。</p> <p>3 市民は、<u>まちづくりに参画</u>するに<u>あたっては</u>、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p> <p>（事業者の<u>役割・責務</u>）</p> <p>第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、<u>市民及び市</u>と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。</p> <p>（議会の<u>役割・責務</u>）</p> <p>第9条</p> <p>（議員の<u>役割・責務</u>）</p> <p>第10条</p>	<p>3 市民は、<u>まちづくり</u>に<u>参画</u>しないことを理由に不利益を受けません。</p> <p>（子どものまちづくりに参加する権利）</p> <p>第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしい<u>まちづくり</u>に参加する権利があります。</p> <p>（市民の<u>役割</u>）</p> <p>第7条 市民は、<u>まちづくり</u>の主体であることを自覚し、<u>まちづくりに参画</u>するよう努めます。</p> <p>2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っている<u>まちづくり</u>の情報を交換し<u>合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組</u>みます。</p> <p>3 市民は、<u>まちづくりに参画</u>するに<u>当たっては</u>、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p> <p>（事業者の<u>役割</u>）</p> <p>第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、<u>市民、議会及び行政</u>と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。</p> <p>（議会の<u>役割・責務</u>）</p> <p>第9条</p> <p>（議員の<u>役割・責務</u>）</p> <p>第10条</p>

前回までのタキ台	今回の素案
<p>（市長の役割・責務）</p> <p>第 11 条 市長は、市民の信託にこたえ、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。</p> <p>（職員の役割・責務）</p> <p>第 12 条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上に努めます。</p> <p>2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。</p>	<p>（市長の役割・責務）</p> <p>第 11 条 市長は、市民の信託にこたえ、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。</p> <p>（職員の役割・責務）</p> <p>第 12 条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。</p> <p>2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。</p>
<p>【IV. 参画と協働】</p>	<p>【IV. 参画と協働】</p>
<p>（参画機会の保障）</p> <p>第 13 条 議会及び行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。</p>	<p>（参画機会の保障）</p> <p>第 13 条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。</p>
<p>（住民投票）</p> <p>第 14 条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、市民、議会又は市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p>	<p>（住民投票）</p> <p>第 14 条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p>
<p>（協働の推進）</p> <p>第 15 条 市民（コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。）及び議会並びに行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目標や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働によるまちづくりに取り組みます。</p>	<p>（協働の推進）</p> <p>第 15 条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。</p>

前回までのタキ台	今回の素案
<p>2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行わなければなりません。</p>	<p>2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民その他次条に規定する活動を行う者又は団体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。</p>
<p style="text-align: center;">【V. 地域自治】</p> <p>（地域自治の充実）</p> <p>第 16 条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によって、町内会等の基礎的なコミュニティ活動やその他の市民公益活動に参加し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。</p> <p>2 市は、地域のことは地域の住民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。</p> <p>（まちづくり協議会）</p> <p>第 17 条 市民は、小学校区ごとに一を限り、その地域の住民（その地域内で働く者、学ぶ者、活動する者・団体、事業者を含む）で構成するまちづくり協議会を設置することができます。</p> <p>2 まちづくり協議会は、その地域の住民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の住民の意思を反映してまちづくりを行います。</p>	<p style="text-align: center;">【V. 地域自治】</p> <p>（地域内分権の推進）</p> <p>第 16 条 行政は、すべての地域の住民が互いに支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現するため、地域のことは地域の住民（当該地域内に住所を有する者（事業者を含む。）、当該地域内で働く者、学ぶ者、前項に規定する活動を行う者又は団体をいう。）。以下次条及び第 19 条において同じ。）が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互い補完し合いながら、まちづくりを行います。</p> <p>（※旧第 16 条の趣旨は第 19 条第 1 項へ統合）</p> <p>（まちづくり協議会）</p> <p>第 17 条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の住民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。</p> <p>2 まちづくり協議会は、その地域の住民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の住民の意思を反映してまちづくりを行います。</p> <p>3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。</p>

前回までのタキ台	今回の素案
<p>（地域計画）</p> <p>第 18 条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくり目標や活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。</p> <p>2 市は、市政運営にあたり、地域計画を尊重します。</p> <p>（活動への支援・育成）</p> <p>第 19 条</p> <p>市民、議会及び行政は、市民等の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。</p> <p>2 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基本的なコミュニティ団体やその他の市民公益活動団体が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。</p>	<p>（地域計画）</p> <p>第 18 条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくり目標や活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。</p> <p>2 行政は、市政運営にあたり、地域計画を尊重します。</p> <p>（活動への支援・育成）</p> <p>第 19 条 市民は、自主的な意思によって地域のまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。（※旧第 16 条より）</p> <p>2 市民、議会及び行政は、地域の住民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。</p> <p>3 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基本的なコミュニティ団体やその他の市民公益活動団体及び地域の住民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。</p>
<p style="text-align: center;">【VI. 市政運営】</p> <p>（市政運営の基本原則）</p> <p>第 21 条 市は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。</p> <p>（4）法令遵守</p> <p>公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。</p> <p>（1）情報公開・情報共有</p> <p>市政に関して市民の知る権利を保障し、市が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、市が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。</p>	<p style="text-align: center;">【VI. 市政運営】</p> <p>（市政運営の基本原則）</p> <p>第 20 条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。</p> <p>（1）法令遵守</p> <p>公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。</p> <p>（2）情報公開・情報共有</p> <p>市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。</p>

前回までのタキ台	今回の素案
<p>(2) 個人情報保護</p> <p>市民の権利利益を保護するため、別に条例に定めるところにより、市が持っている個人情報 を適正に取り扱います。</p> <p>(3) 説明・応答責任</p> <p>市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。</p> <p>(総合計画等)</p> <p>第 22 条 市は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。</p> <p>2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。</p> <p>3 市長は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。</p> <p>4 市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。</p> <p>5 市長は、成果を重視した市政運営を目指すため、計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第 23 条 市は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備に努めます。</p>	<p>(3) 個人情報保護</p> <p>市民の権利利益を保護するため、別に条例に定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報 を適正に取り扱います。</p> <p>(4) 説明・応答責任</p> <p>市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。</p> <p>(5) 財政運営</p> <p>最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。</p> <p>(総合計画の策定等)</p> <p>第 21 条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。</p> <p>2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。</p> <p>3 行政は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。</p> <p>4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。</p> <p>5 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第 22 条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。</p>

前回までのタキ台	今回の素案
<p>2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。</p> <p>（他の自治体等との連携・協力）</p> <p>第 24 条 市は、まちづくりの共通課題について、他の自治体や関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。</p> <p style="text-align: center;">【VII. 条例の検証・見直し】</p> <p>（条例の見直し）</p> <p>第 25 条 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。</p> <p>2 市長は、前項に規定する検討や必要な措置を行うにあたっては、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めなければなりません。</p>	<p>2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。</p> <p>（他の自治体等との連携・協力）</p> <p>第 23 条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。</p> <p style="text-align: center;">【VII. 条例の検証・見直し】</p> <p>（条例の見直し）</p> <p>第 24 条 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。</p> <p>2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うにあたっては、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めなければなりません。</p>